

185. 2. 22 ~

(185. 2. 27 読地裁 T)

一九八基 一九二一年一月一七日の東京高裁で示された事件の  
意味に於いて書指してあります。

一九六九年の大学斗争の過程で、神戸大学は私を被告

し、その刑事裁判は後述するようにな現在も控訴の審判階

か、懲戒免職処分を公表しました。この処分は訂して私

は、事院に謝罪と審査を請求したのです。私の方針

(代理人弁護士を多くに依頼せず、その者が其目的に付全員、

代理人になる)に恐怖したく事院は、一九七一年に神戸で公同

審理を向好したものの直後に中断し、私の方針の再向要求にも

かかわらず、十年間も審査を放置して来ました。これは刑事

裁判における長期留置の実刑の先取りであると同様に、こ

の現実的追認と実現といふべきです。

一九八一一年に私たちは、人事院と国に對して行政不服言確認

と賠償請求の提訴をおこなひ、一言は言ひ、代理人を弁護士

の支援を得られた。その一、二は言ひ、その言ひは、文書作成の提



によつて、法律を支配して来ました。一言に於いては人事院と國  
は敗訴直前まで進いつたが、カトリックの人事院の管理を耳  
肉に知命を承認するとの判定を女し、東京の裁判十一民事  
部はこれによつて許し利益は消滅したとして許を之米部(國  
賠にいつては却下)したとす。

このよつたを無理に仕方自体を批判し、ついで私々には判決直前から  
判定自体の取消を言ひ、許の持続を試み、  
地裁才十九民事部へ僅量にせうせう、  
許の追加部へのは

あるといへ、総体の批判を控訴審で展開し、ついで来ました。  
ところで民法才六四条、才七一一条、才七五五条には、補則が加  
独立当事者参加、共同訴訟参加の規定があり、  
戸大才六四条、才七一一条、才七五五条には、補則が加

如言部 大学博士の 語法資料の空

に於いて、これらの文庫を駆使して

に至つた。これは刑事訴訟に於いて一九七〇年十一月の裁判以来  
私に於ける



おこなつてきた復讐被害因の組織論、民事への応用でもま  
ります。

・前記の控訴を審理することになつた東京高等裁判部  
(裁判長小堀三男)は、第一回公判にあつてすでに前記の  
方針に強し豊和を示し、私たちからの主張(そして、本人訴訟  
が争点であるという前提)に反して

全く証拠論をなさず、本人尋問を之排除して一文的に  
結論を宣言したのです。

一九八五年一月二日付で私たちは忌避を申し立てまし

たが判決の強行の可能性も想定してハニニゴ法廷へ各々自  
判断でそれそれ参加した。松下は法廷外の場示扱は、自らの

事件者かかつてまいりて、忌避により判決が中止されたものと  
考へつつ、公判の場に入廷してけると、尚ほ後、振まうちに

私の事件の審問が迅速によつて公判を止めました。

松下が忌避によつて判決は中止ではなかつた、と内々と裁







命令、持続は、東京高等裁判所、反動的な判決強行を既成事実化  
 するためだけに不意な出来事ではなからず、一月下旬から二月  
 下旬にかけて、松平を大阪へ移駐して四回にわたる審判中  
 審理をかけた大政高裁の控訴審（一九二九年から三二年にかけての七個  
 の刑事事件）の結果、強行、東京大の自主管理を認め、A三六七  
 資料室に属する国側（法律顧問）の妨害排除請求（法律顧問）の一、二の判決強行  
 と二、一強制執行（規約を使用中の幼退を含む）全員の退去と  
 力の排除（三、二五）東京大裁判部（人事院の決定取消請求  
 求等）の判決強行という一連の反革命行為は、もっぱら組織されて  
 ることが分かります。私たちが主眼で反動勢力の反り手すべし注目と  
 争点を整理いたします。

一九二五年二月二二日

松平 昇

